様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 の 名 称</td><td>許可に基づく地位の承継</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠条例･規則名</td><td>都市計画法</td></tr>
<tr><td colspan="2">条 項</td><td>第 45 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所 管 部 課</td><td>都市局 都市計画部 都市計画課 （電話：048-829-1428）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準</td><td>基 準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第 45 条の規定による承認基準

⑴ 申請者が適法に当該開発区域内の土地所有者その他工事を行う権原を取得していること。

⑵ 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設のように供する目的で行う開発行為（1ha 以上を除く。）以外の開発行為にあっては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成 13 年５月１日設定 平成 21 年８月１日最終改正</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>期 間
（未設定の場合はその理由）</td><td>行政庁における審査 １０日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成 13 年５月１日設定 平成 年 月 日最終改正</td></tr>
<tr><td colspan="2">備 考</td><td></td></tr>
</table>